

韓国知的財産ニュース 2012年4月後期

(No. 221)

発行年月日：2012年5月9日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★★目次★★★★

※このニュースは、4月16日から30日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 特許庁「医薬品許可-特許連携制度」積極的に支援 (4月27日)

関係機関の動き

- 2-1 新学期の大学街での出版物違法複製、前年比10.5%増加 (4月16日)
- 2-2 障害者のための知的財産権に対する画像相談を実施 (4月20日)
- 2-3 特許庁支援、発明・特許特性化高校を新規選定 (4月20日)
- 2-4 海外で簡単に商標登録を受ける方法を教えます (4月23日)
- 2-5 来年の知識財産投資ガイドラインを計画 (4月24日)
- 2-6 特許庁、世界知的財産の日記念特許フォーラム開催 (4月25日)
- 2-7 弁理士および産学研研究員を対象とした標準特許教育を実施 (4月30日)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 韓国企業、ヨーロッパでの地位向上 (4月16日)
- 3-2 特許・技術信頼性、技術拡散が課題 (4月16日)
- 3-3 世界モバイル部門の特許強者は？「三星電子」 (4月18日)
- 3-4 関税庁、第1四半期侵害ブランド別模倣品取締まり実績発表 (4月18日)
- 3-5 三星、アップル相手に特許訴訟総攻撃突入 (4月23日)
- 3-6 特許負担なく、拡張現実ビジネスを (4月30日)

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 出産率の増加により、「育児用品」の商標出願も増加 (4月24日)

その他一般

- 5-1 自動車も速度に応じて呼吸する (4月16日)

- 5-2 LCD用反射型偏光フィルム、国産化活発 (4月17日)
- 5-3 大学・公的(研)の最多特許ロイヤリティー収入研究者は? (4月18日)
- 5-4 電気自動車の無限疾走、二次電池関連の特許出願が大幅増加 (4月19日)
- 5-5 2012大韓民国世界女性発明大会5月3日開幕 (4月26日)

法律、制度関連

1-1 特許庁「医薬品許可-特許連携制度」積極的に支援 (韓国特許庁 HP 4月27日)

韓国特許庁は、医薬品許可-特許連携制度の早期定着のために、食品医薬品安全庁を積極的に支援する計画だ。

去る3月15日に韓・米自由貿易協定(FTA)が発効されたことに伴い、医薬品許可-特許連携制度が施行された(韓・米FTA協定文18.9(5),添付1参照)。

許可-特許連携制度は、ジェネリック(複製)医薬品の品目許可申請が食薬庁に提出される際、このような許可申請の事実を関連新薬の特許権者に通知し、新薬の特許権者が同ジェネリック医薬品が自身の特許を侵害するの可否か判断を受けることができる侵害予防手続きを構築するように規定している。施行時期として、新薬の特許権者に対する通知は韓・米FTA発効と同時に、侵害予防手続きの構築は韓-米FTA発効後3年間猶予される。

ジェネリック医薬品の品目許可を申請する者が、関連する新薬の特許権者に許可申請の事実を通知するためには「グリーンリスト」という特許リスト集(米国のOrange bookに相当)を作成しなければならない。グリーンリストには、特許権者が登載してほしいと要請した新薬の特許リストが食薬庁の審査を経て登載され、登載された新薬特許の特許権者にジェネリック医薬品許可申請の事実が通知される。

医薬品特許登載業務は、医薬品許可資料と特許請求範囲などを比較・検討して新薬特許の「グリーンリスト」登載の有無を決定するもので、食薬庁の医薬品許可業務と特許庁の特許審査業務の双方に精通した専門知識を必要とする。

これに伴い、許可-特許連携制度の運営のために食薬庁で最近スタートさせた医薬品許可-特許連携制度運営T/Fチーム(以下「T/Fチーム」)には、食薬庁関係者とともに特許庁の薬務職審査官2名が参加して活動している。T/Fチームの主要業務は、医薬品特許登載業務以外に関連法規の制・改定および医薬品特許関連訴訟の支援などがある。

一方、新薬の特許権者が提起することができる侵害予防手続きには、法院(裁判所)の特許侵害訴訟、特許審判院の権利範囲確認審判などがある。新薬の特許権者がジェネリック医薬品の品目許可申請者から通知を受けて訴訟または審判を提起すれば、判決若しくは審決がある時まで、審・判決が無ければ一定期間許可が保留される。

特許庁は医薬品許可-特許連携制度と関連して新薬の特許権者が審判を提起すれば、これを迅速に処理して許可手続きが早く行なわれることで、国内製薬会社の被害が最小化され

るようにする計画だ。

また、許可-特許連携制度が導入されれば、特許紛争率が制度導入前の27%から40%程度に増加すると予想される。（韓・米FTA 後続対策製薬産業競争力強化方案、保険福祉部2007.6）従って、特許庁は特許新薬に対する国内・外の特許紛争資料を分析・提供することで、国内製薬会社が不必要な特許紛争に巻き込まれず、特許紛争時に適切な対応戦略を樹立するように支援する計画だ。

今後も、特許庁は国内製薬業界のために許可・特許連携制度が早期に定着できるように食薬庁と緊密な協力体制を維持しつつ、同制度と関連して特許庁の役割が必要な事案は積極的に支援していく計画だ。

*ジェトロ注：添付資料（協定文・薬事法一部改正法律案等）につきましては、ジェトロHPをご参照下さい。

なお、既に韓国において医薬許可を受けている特許権者は、法理施行日から3ヵ月以内に特許の登録を申請する必要があります。（薬事法一部改正法律案 附則第2条参照）

関係機関の動き

2-1 新学期の大学街での出版物違法複製、前年比10.5%増加（韓国文化体育観光部HP 4月16日）

韓国文化体育観光部と韓国著作権団体連合会著作権保護センターは、去る2月27日から4月6日まで約6週間にわたって「新学期大学街出版物合同取締まり」を実施、計252件、9,151点の違法複製物を摘発したと明らかにした。

摘発された違法複製出版物は全て回収・廃棄し、営利および常習の違法コピー業者20ヵ所に対しては、文化体育観光部著作権警察が召喚調査した後検察に送致するなど、違法行為を強力に処罰する方針だ。

今回の出版物違法複製取締まりは、全国の大学街1,300余りのコピー業者を対象に文化体育観光部著作権特別司法警察と著作権保護センター、韓国複写伝送権協会が合同取締まり班を構成して実施したが、取締まり結果の昨年比件数では10.5%、違法複製物の個数では23.2%増加したことが分かった。これは、一部の大学の「古本譲り受け運動」など肯定的な変化があったにもかかわらず、学生らが高い専門書籍に対し多くの負担を感じていることが主原因と見られる。

今回の出版物の違法複製取締まり結果は、教育化学技術部と該当の大学に通報し、大学内のコピー業者による違法複製物の流通が根絶するように措置していく計画だ。

文化体育観光部と著作権保護センターは、今回の出版合同取締まりを機に著作権者の権益を保護し、外国著作物の保護を通じた国際信任度を高めるために、著作権保護強国としての基盤を固めると強調した。

また、文化体育観光部著作権警察は来る 4 月 26 日から 8 月初めまでの 100 日間、ソウルを中心とした首都圏一帯の繁華街の露店などで流通している違法 DVD、CD、ゲームなどに対する大規模な取締まり「ソウルクリーン 100 日プロジェクト」を実施し、違法複製物の流通および製作者に対する特別取締まり、オンライン違法著作物の流通オンラインサービス提供者 (OSP) 特別取締まりなど、著作権侵害司法に対する取締まりを強化していく計画だと話した。

区分	件	点	1 件当たりの違法複製物個数 (平均)
2011 年上半期	228	7,430	32.6
2012 年上半期	252	9,151	36.3
増減率 (%)	△10.5%	△23.2%	△11.4%

*件：複製に使用された出版物の数、点：出版物が複製・生産された個数

2-2 障害者のための知的財産権に対する画像相談を実施 (韓国特許庁 HP 4 月 20 日)

韓国特許庁は、4 月 20 日から「公益弁理士による特許相談センター」で身体の不自由な障害者または遠距離居住者のための画像相談サービスを提供することにし、社会的弱者に対する知財権サービスの利用をより強化する予定だ。

以前は知財権相談サービスの特性上、何度も対面して相談を行なう必要があり、身体の不自由な障害者や遠距離居住者など社会的弱者には不便であった。これを受けて、今回提供を始める画像相談サービスで、自宅で気軽に相談を受けることができ、何度も相談センターまで訪問しなければならない等の不便さを軽減することができるようになった。

画像相談サービスは、画面を通して同時に見ながら出願明細書などを作成することができ、電話で相談することが難しい図面や新製品の形状などを一緒に見ながら質問することができるなど、訪問相談と同じ効果を期待することができる。また、聴覚障害者の場合には、画像とともにチャットでも相談が可能だ。

特許庁はこれと合わせて視覚障害者を対象に公益弁理士のサポートにより作成された出願明細書、審判請求書などの文書を点字文書に変換して提供することで、障害者の発明意欲がさらに増大されるものと期待している。

これまで特許庁は 2005 年から社会的弱者に無料弁理士サービスの提供と侵害関連の民事訴訟費用を支援すると同時に電話相談、地方巡回相談など様々なルートを通して、知財権相談で産業財産権の創出および保護の盲点を最小化してきている。

李・ヨンデ特許庁産業政策局長は「障害者など社会的弱者は、身体は制限されているが自由な創意的思考とその結果物である知的財産権の獲得には制限を受けないよう、持続的な配慮と関心を傾ける。」と述べた。

特許など知識財産権画像相談と関連する問い合わせについては「公益弁理士による特許相談センター」(www.pcc.or.kr, 02-553-5861)に電話で問い合わせして下さい。

2-3 特許庁支援、発明・特許特性化高校を新規選定 (韓国特許庁 HP 4月20日)

韓国特許庁は、発明・特許教育と結合した技術教育として、発明・特許に強い創意的な技術人材を養成するために、特性化高校3校を追加選定して支援すると明らかにした。

特許庁は2008年からサミル工業高校(京畿水原)、大徳電子機械高校(大田)、慶南航空高校(慶南固城)、テグアン発明科学高校(釜山)の4校を発明・特許特性化高校に指定・運営し、2012年2月までに1,742名の卒業生を輩出した。

卒業生は発明・特許教育と結合した技術教育によって、発明・特許に強い技術人材として養成され、学校別平均就職率が2008年11%から2011年は47%に上昇するなど、発明・特許特性化教育で企業のニーズに合った創意的な人材に養成された。

これを受けて特許庁は、発明・特許特性化高校の支援を拡大して3校を追加選定し、12年から17年までの5年間支援する計画だ。

発明・特許特性化高校に指定された学校には、教育プログラム運営費、実習機材購入費、事業管理費など特性化教育プログラムの運営に必要な経費を全額特許庁が支援する。

特許庁国際知識財産研修院 パク・ゴンス院長は「今回の発明・特許特性化高校の追加選定が、より多くの特許に強い特性化高校の学生らの高卒就職の拡大に繋がり、能力中心の公正社会の具現に寄与するだろう」と述べた。

参加を希望する学校は、韓国発明振興会創意人材育成チームに申請書を5月18日までに郵便または直接訪問して提出。

2-4 海外で簡単に商標登録を受ける方法を教えます (韓国特許庁 HP 4月23日)

韓国特許庁と世界知的所有権機関(WIPO)は、4月24日から5月3日まで光州、釜山、大田、ソウルにおいて「国際商標登録に関するマドリッド制度地域巡回セミナー」を開催する。

マドリッド国際商標登録は、一つの出願書で複数の国家に同時に商標を出願して登録を受けることができる制度。WIPOによれば、韓国のマドリッド出願は2011年489件(世界16位)で、前年比38.1%と増加したが、韓国のPCT国際特許出願(2011年10,447件、世界5位)に比べて低レベルに留まっている。

WIPOは、今後韓国のマドリッド制度の利用が徐々に増加するものと期待し、経営者らの認識向上のためにこのセミナーを設けた。

今回のセミナーでは、昨年末韓国人で初めてWIPOの重要ポストに就いた金・ジョンアンマドリッド情報振興局長がマドリッド制度の「概要および現況」を紹介し、特許庁担当者がマドリッド「出願手続き」および「PCT国際特許」について有用な情報を提供する予定だ。

企業の知的財産担当者、弁理士など海外商標および特許出願に関心のある人は誰でも参加可能で、参加費は無料。光州(4月24日デザインセンター)、釜山(4月26日韓国発明振興会釜山支会)大田(5月1日テクノパーク高周波センター)、ソウル(5月3日DMC産学協力研究センター)で午後2時から6時まで開催され、その他の質問などは該当地域の

知識財産センターに問い合わせして下さい。

2-5 来年の知識財産投資ガイドラインを計画 (電子新聞 4月24日)

政府は来年の知識財産重点投資方針を優れた知財権の創出、海外紛争対応支援、侵害行為の取締り、中小企業の技術保護とする。知識財産投資予算増加率も一般予算増加率より高くし、知識財産を未来の成長動力として定着させる計画だ。

国家知識財産委員会は24日、金・ファンシク国務総理主宰で第4回会議を開き、このような内容を盛り込んだ「2013年度政府知識財産重点投資方針(案)」と「2012年度国家知識財産施行計画点検・評価方針(案)」を審議・議決した。

政府は来年の知的財産3大投資戦略として△知識財産環境の構造的脆弱性解消および懸案対応△知識財産人的基盤強化および政策の早期定着動力確保△地方および脆弱階層・企業の知識財産能力と接近性向上などを挙げた。

また、8大課題も導出された。経済力のある知識財産の創出および管理強化、知識財産紛争対応支援および侵害物品の取締り強化、知識財産の事業化促進、知識財産専門人材養成および認識向上など。新知識財産の育成基盤構築、国家知識財産ガバナンス構築、地域の知識財産能力強化、知識財産公正社会の具現なども推進する。

これを基に、政府は研究開発(R&D)成果物の優秀知識財産化および維持管理など、知識財産の創出分野のみならず、同時多発的な自由貿易協定(FTA)の拡散による海外知財権紛争対応を支援する。中小企業の技術流出防止および経済的弱者の知識財産に対する接近性の向上に対し、積極的に投資が行なわれると知識財産委員会は明らかにした。

また、去る3年間の知識財産投資総額を少しずつ増やしてきたが、今年に関連予算増加率(5.1%)が予算平均増加率(5.3%)を下回り、政策を早期に定着させるためには果敢な投資が切実だと強調した。来年には、知識財産関連の予算増加率が予算平均増加率を上回るように関係省庁に予算拡大を要請する計画だ。知識財産委員会は、今後樹立される来年度の政府財源の配分方向(7月)で知識財産政策の財源を確保して重複投資を予防できるように今月各省庁に通知し、来年の知識財産分野の予算請求書作成に活用する予定だ。金・ファンシク国務総理は「来年の重点投資方針を樹立することで、知的財産強国の実現に向けたもう一つの基盤を構築した。国家知識財産戦略が社会の各分野に体化し、発明家・作家などが平和と革新を導く主人公になれるよう、各省庁が積極的に支援してほしい」と述べた。

<クォン・サンフィ記者>

2-6 特許庁、世界知的財産の日記念特許フォーラム開催(韓国特許庁HP 4月25日)

韓国特許庁は「革新的特許創出のための企業と政府の戦略」というテーマで「世界知的財産の日記念フォーラム」を4月26日ソウル、韓国知識財産センターで開催した。

今回のフォーラムは、UNの知的財産専門機関である世界知的所有権機関(WIPO)が指定した世界知的財産の日(4月26日)を記念して、知的財産関連の主要政策問題について企

業と政府、学界が集まり、実践的な政策方針について意見を共有しようという趣旨で企画された。

最近、国内企業の特許情報件数は増加傾向にあるが、これに比べて特許の質的側面は不十分だという認識があった。特に、研究開発に対する投入増加と特許の確保が企業の実績向上に繋がらず、企業は強い特許を創出するための戦略に苦心している。

これを受けて、今回のフォーラムで市場を先導することができる強い特許を確保するために韓国企業の革新戦略を提示し、これを後押しできる支援方案について討論した。

まず、ソフトパワー戦略、革新技術と企業文化などをキーワードに革新的技術および製品開発において経営戦略が取らなければならない方向性について議論した。続いて、革新の権利化段階で実効性の向上のために韓国の高い特許無効率を分析して改善方案を議論した。

今回のフォーラムには、知的財産経営に先導的な企業および技術経営分野の学者、弁護士・弁理士など知財権分野の従事者、特許庁と知的財産研究院などが参加し、あらゆる経験と見解の交流が行なわれた。

韓国特許庁 金・ヨンミン次長は「技術が高度化された時代に需要を創出するためには、改良発明より知識と技術の融複合を通じて新しい概念の製品を開発することが重要だ」とし、「特許庁は、企業が知的財産権を活用して未来市場を主導する製品や核心・源泉技術を予測して、創出された革新を強力に保護できるように支援を拡大する計画だ」と述べた。

2-7 弁理士および産学研研究員を対象とした標準特許教育を実施（韓国特許庁 HP 4月30日）

韓国特許庁は、最近の国内産学研の標準特許¹⁾に対する関心の増加と、これに伴う専門人材の需要に積極的に対応するために、産学研研究員と弁理士などを対象とした「需要者オーダーメイド型標準特許教育プログラム」を運営すると明らかにした。

今回の教育は、需要者のあらゆるニーズと関心のある分野を反映して、弁理士と標準技術開発研究員を対象とした「標準特許専門人材養成プログラム」および一般の産学研関係者を対象とした「標準特許創出方法論拡散プログラム」に細分化して運営する。

まず「標準特許専門人材養成プログラム」は、弁理士と標準技術開発研究員を対象に各々差別化された教育プログラムを企画して支援する。

（弁理士教育）大韓弁理士会で行なう弁理士研修制度²⁾と連携して、国際標準化理解プログラムと標準特許の創出のための様々な事例および実習中心のプログラムを運営する計画だ。

（標準技術開発研究員教育）今年特許庁が支援する標準特許創出事業に参加する研究室員を対象に該当の研究室が必要とする内容を中心に現場密着型訪問教育として運営する計画だ。

また、標準特許に高い関心を持つ産学研関係者を対象に、公開セミナーとオンライン教育を通して標準特許に対する認識を高め、標準特許を獲得できる方法論を拡散する予定だ。

(公開セミナー) 産学研関係者を対象に教育参加者のレベルを考慮した基礎および応用プログラムに区分して、関係機関と共同で運営するのが特徴。

(オンライン教育) オフライン教育の視空間的制約により、教育への参加が難しい中小企業および個人が簡単に標準特許に接することができるように標準特許ポータルサイト (www.epcenter.or.kr) を通じてサービスする計画。

今年推進する標準特許教育は、4月30日標準特許専門弁理士の養成教育をはじめに5月には産学研関係者を対象に標準特許公開セミナーを運営する予定だ。

特許庁関係者は「三星-アップルによって触発された標準特許紛争は、今後IT産業全体に拡大すると見られ、韓国企業は標準特許に対する認識をあらため、標準特許の創出に積極的に努力しなければならない。今回の教育が産学研の標準特許の創出力を高めて、韓国の標準特許競争力の強化に役立つことを期待する」と述べた。

- 1) 国際標準化機構 (ISO, IEC, ITU 等) が定めた標準規格を技術的に具現する際に必要とする特許を言い、必須特許 (Essential Patent) とも言う。
- 2) 2011年11月25日付けで施行された弁理士法第15条 (弁理士の研修) と関連して、弁理士の専門性および倫理意識の強化のために大韓弁理士会で施行する法廷研究制度。

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 韓国企業、ヨーロッパでの地位向上 (デジタルタイムズ 4月16日)

「昨年引き続き、韓国企業は今年も IFA で最も大規模参加となる。特に、三星電子と LG 電子が大型 TV、OLED TV を前面に出し、今年も注目の的になることが予想される。」

15日 (現地時間) クロアチア、ドブロボニクレディンホテルで行なわれた IFA プレイベントにおいて IFA 主催社のベルリン博覧会イェンス・ハイテッカー副社長は、ヨーロッパで韓国企業の地位が上昇していると説明。「ウージンコーエイなど韓国企業らの IFA による契約状況が好調で、他の韓国企業らの参加に繋がっている」とし、「ヨーロッパ市場を攻略するために多くの企業が IFA を訪れており、TV など家電製品のみならず PC などの IT 企業らの参加が増加している」と述べた。

また、「IFA は家電製品を中心に IT 全般を合わせる形態に拡大していきつつある。各製品間の隔たりがなく、一度に多くの企業顧客と商談できる IFA に企業らが押し寄せている。」と話した。

最近、各企業らの特許権攻防と関連して、ハイテッカー副社長は「業界が協力のためにクロスライセンスなどを通して問題を解決しなければならない」とし、「各企業らの製品発売サイクルが早い競争が熾烈になり、特許を互いに侵害する可能性がさらに高まっている。過去に MP3 プレイヤーの特許のように消耗的な攻防がある部分では、広範囲のクロスライセンスなどを通して発展的に問題を解決しなければならない」と述べた。

今年、苦戦している日本企業については「円高の影響でソニー・シャープ・東芝など主要企業らが苦戦しているが、昨年と同じ規模で展示会に参加する予定で、新製品を公開するだろう」と述べた。

中国企業については「急速に成長しているが、まだブランドが無いためにグローバル企業らと競争を繰り広げるには未熟だ」とし、「三星電子が非常に早く明確な戦略を持って動くため、他の参加企業と差別化される」と説明した。

ハイテッカー副社長は「IFA は企業顧客中心の家電展示会で、韓国企業らがヨーロッパ市場に進出するのに重要な役割を担っている。展示会のみならず、企業を繋ぐ多様なコンファレンスも行なわれるため、ヨーロッパ市場に関心を持っている韓国企業の多くの参加を望む」と述べた。

TVを中心にグローバル IT 企業らが参加する家電展示会 2012IFA は、ドイツ、ベルリンで来る 8 月 31 日～9 月 5 日まで開催される。

<李・ヒョングン記者>

3-2 特許・技術信頼性、技術拡散が課題 (デジタルタイムズ 4月16日)

RFID/USN 技術を適用する事業が急激に増加しているが、特許問題と技術信頼度が技術拡散の足を引っ張る可能性があり、これに対する対応が必要だと指摘されている。

イタリアの特許管理企業シスベルは昨年 3 月、国内 RFID 企業らを対象に特許使用に対する警告状を発送して業界に大きな反響を巻き起こした。

シスベルは 3M、HP、LG 電子、韓国電子通信研究院 (ETRI) など 7 企業及び機関が特許管理のために構成した UHF (極超短波) RFID コンソーシアムからロイヤリティとライセンス権限を委任され、国内企業に特許権を行使すると明らかにした。シスベルは、現在特許権行使に対して追加的な行動には出ていないが、今後法的行為などを起こす可能性がある」と指摘した。

問題はシスベルのみならず、他のグローバル企業らも国内で RFID/USN 特許権を行使しようとする可能性が高いとされる。

昨年基準で RFID 関連特許は国内 1022 件、米国 2136 件、日本 2683 件が出願された。USN 部門は国内で 1072 件、米国で 1287 件、日本で 665 件の特許が出願された。IBM、富士通、日立、クアルコム、モトローラなどグローバル企業らがこのうち相当数の特許を保有しており、毎年数十件ずつ特許を出願している。

RFID/USN 企業が特許に対する対応を疎かにすれば、RFID/USN ソリューションを生産するのはもちろん、これを適用する融合部門も法的紛争が生じる可能性がある。これにより、RFID/USN 企業が特許の獲得と使用に注意を傾け、法的紛争が発生した際には業界の共同対応が必要だという指摘がされている。

また、RFID/USN 技術の信頼性を向上させなければならないという指摘もされている。現在、企業は RFID/USN を広く使用していながらも認識の正確度に対する信頼性は未だ不十分で拡散を躊躇していることが分かった。

ある業界関係者は「流通部門に RFID を適用しているが、誤動作などを勘案してバーコードと並行して使用している」とし、「信頼性がさらに高まれば、バーコードシステムを完全に RFID に代替できるだろう」と述べた。実際に、企業は信頼性が確保されなければ、従来のシステムに RFID 体系を加えて二重にシステムを運営しなければならない事を懸念している。

業界は、RFID/USN 技術の高度化を通じて信頼性を確保し、認識を転換すればこのような懸念を払しょくさせることができると見ている。また、政府機関も企業が RFID/USN 技術の信頼性を確保できるように技術標準化などに対し努力し、企業を支援および督励しなければならないと指摘した。

<カン・ジンギョ記者>

3-3 世界モバイル部門の特許強者は？「三星電子」(電子新聞 4月18日)

昨年、携帯電話をはじめとする通信特許部門の「世界チャンピオン」は三星電子であることが分かった。20年前の1995年基準の範囲を見ても三星電子は断然上位だ。

三星電子と激しく特許戦を繰り広げているアップル、グーグルなどスマートフォン新興強豪が通信特許部門に名を連ねていないことも注目される。

米国市場調査会社チェタンシャーマは18日、昨年米国特許商標局、ヨーロッパ特許庁などに登録された携帯電話および通信技術関連の特許を分析した結果、三星電子が1万1500件で1位であることを明らかにした。1995年から2012年まで20余年間登録されたモバイル関連特許700万件を調査しても結果は似ており、三星電子はノキアに続き2位を占めた。

注目に値する点は、スマートフォン運用体系(OS)市場の80%以上を蚕食しているグーグル、アップルなどは10位圏内に入っていないという点だ。特に特許と関連して、三星電子と激しい法廷攻防を行っているアップルが本来持っている特許の大部分はソフトウェアやデザインが基盤。アップルが昨年7月マイクロソフト(MS)等とカナダの通信会社ノーテルの特許を買収した理由も通信特許が切実な問題だったためだ。

チェタンシャーマ側は報告書で「米国とヨーロッパは10年前に比べて各々390%、173%と通信特許の出願件数が大幅な増加傾向を示している」とし、「三星電子など上位圏の企業は、通信特許のために着実に技術開発(R&D)を行なってきた成果が現れた」と分析した。

<ホ・ジョンユン記者>

<グローバル IT 企業の通信特許出願件数 TOP10>

順位	1995-2012年	2011年
1	ノキア	三星電子
2	三星電子	IBM
3	アルカテル-ルーセント	ソニー

4	エリクソン	RIM
5	マイクロソフト	マイクロソフト
6	IBM	クアルコム
7	ソニー	エリクソン
8	NEC	LG
9	モトローラ	パナソニック
10	クアルコム	ノキア

3-4 関税庁、第1四半期侵害ブランド別模倣品取締まり実績発表 (韓国特許庁 HP 4月18日)

韓国関税庁は、2012年度第1四半期に取締まった総計130件、3,330億ウォン相当の模倣品に対する侵害ブランド別分析資料を発表した。

関税庁で今年第1四半期に取締まりをしたブランド品の模倣品は総計161個、760,568点。

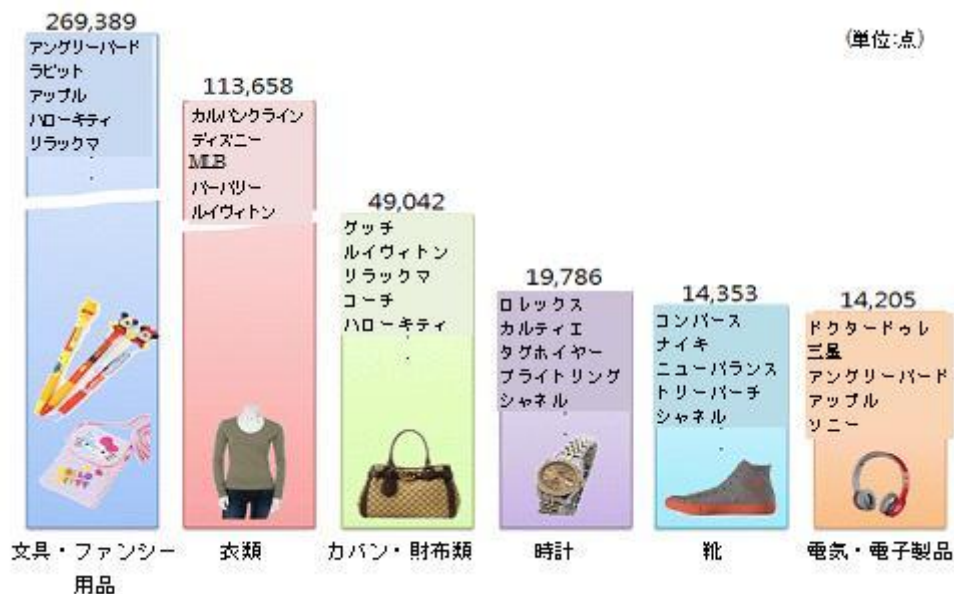
取締まり件数で見ると、ルイヴィトン>シャネル>グッチ>バーバリーの順で認知度が高いブランドが頻繁に摘発された。罰金額では、ロレックス>カルティエ>バーバリー>シャネルの順で単価の高いブランド時計が上位圏を占めた。摘発数量では、バイアグラ>アングリーバード>カルバンクライン>ディズニーの順で大量に摘発されたことが分かった。



偽造対象品目は、ファンシー用品>衣類>カバン・財布類>時計>靴>電気・電子製品の順で、知的財産権侵害が有名ブランドのカバン・時計中心からファンシー用品および電気・電子製品など様々な品目に拡散していることが分かった。

品目別による主要侵害ブランドでは、ファンシー用品はアングリーバード、衣類はカルバンクライン、カバン・財布類はグッチ、時計はロレックス、靴はコンバース、電気・電子製品はドクタードゥレが最も多く摘発された。

<品目別による主要侵害ブランド>



関税庁は第1四半期の模倣品取締まり結果の注目すべき点として、キャラクター商品ブランドが総計 237,197 点 (全体の取締り数量の 34%) と大量に摘発されたことを挙げた。

これは卒業・入学シーズンを迎え、アングリーバードのような人気キャラクターの文具用品およびラビット、リラックマの携帯電話ケースなど、プレゼント用品の需要増加によるものと分析された。

また、スマート機器の普及拡大にともなう高性能音響機器の需要増加およびドラマ協賛など放送の影響で流行しているドクタードゥレのヘッドフォン*、キャスキッドソンのカバン**などが摘発された。

関税庁は、今後子供の日や休暇シーズンなど時期的な需要予測と最新ブランドの分析を実施し、模倣品の増加が予想されるブランドに対しては情報収集を強化するなど事前対策を講じて特別取締まりを行ない、模倣品を根絶すると明らかにした。

*ドクタードゥレのヘッドフォン：バク・テファンが愛用しているヘッドフォンとして有名

**キャスキッドソンのカバン：ドラマ「私の心が聞こえる」の主人公ファン・ジョンウムが使用したカバンとして有名

3-5 三星、アップル相手に特許訴訟総攻撃突入 (電子新聞 4月23日)

三星電子がアップルを相手に特許総攻撃に入った。

iPhone だけでなく、新しく発売した「NEW iPad」と「iTV」、PCまで狙いを付けた。1年余りの間行なわれた特許戦の交渉を控えて、有利な立場に立つための布石と思われる。

三星電子は去る18日、アップルを相手に米国、カリフォルニア北部地方裁判所に計8件の特許侵害訴訟を提起した。三星は今回の訴訟で従来のスマートフォンとスマートパッド

に集中していた特許戦をアップルの全製品に拡大した。

三星はアップルが移動通信システムデータ送信およびマルチメディアの同期化、仮想キーボード、デジタル映像および音声、遠隔映像送信記録と再現などに関する 8 件の特許を侵害したと主張した。

このうちアップルのクラウドサービスと関連したマルチメディアの同期化に関する特許を侵害したと主張した点が注目される。これは、iPhone と iPad のみならず iPod、iTV、iCloud、iTunes などアップルの全製品に適用されるためだ。三星がアップルの全製品とサービスに特許侵害訴訟を提起したのは今回が初めてのことだ。

三星が特許戦を拡大したのは、アップルとの交渉で主導権を握るための戦略と思われる。三星は昨年 4 月 15 日に始まった特許戦において、主にアップルの攻撃を受けながら目立った勝利は収めていない。iPhone と iPad の通信技術特許の侵害は「誰に対しても差別なく提供しなければならない」と言う国際協約対象の FRENDD に適用し、アップルに大打撃を加えることはできなかった。

三星は戦略を修正、アップルの全製品とサービス中である三星の特許侵害対象を見つけたようだ。これに特許対象を TV と PC、iCloud などと拡大しながら、アップルが予想できない部分まで攻撃した。両社 CEO が交渉テーブルにつく前に、アップルを圧迫するためのカードを引いたと見られる。

特許専門家らは、1 年余り続けてきた両社の特許戦に合意の気配が感じられ、三星が追加訴訟を提起したが交渉のための日常的なプロセスだと判断している。

三星電子関係者は「交渉がいつになるかはわからないが、アップルが侵害した特許に対してさらに多くの要求をする」とし、「昨年 1 年間の訴訟で相手に勝つことができるという確信が生じた」と述べた。

ジョン・ウソン最上国際特許法律事務所代表弁理士は「法院の命令で、両社が協議することができる場が設けられた」とし、「交渉も訴訟の延長のため、最終結果が出る前まで相手を追いやるしかない」と説明した。

<金・インスン記者>

3-6 特許負担なく、拡張現実ビジネスを (電子新聞 4 月 30 日)

低コストで使用権を確保して、特許攻撃に対する負担なく拡張現実 (AR) ビジネスを行なうことができるようになった。知的財産専門会社インテレクチュアルディスカバリー (ID) は、光州科学技術院 (GIST) が保有する 50 件余りの拡張現実特許を一括購入したと 29 日明らかにした。

確保した特許は AR 分野で最近登録したものだ。国内出願を終えて米国・ヨーロッパ・日本など海外主要国への出願を行なっている。この事業は、企業がアイデアさえ持っていれば、特許を開発せずに使用権を確保して事業をできるように支援する「創意資本基盤構築事業」の一環として実施された。

GIST は、韓国情報通信技術協会モバイル拡張現実実務班議長を務めているウ・ウンテク

教授の主導のもと、AR 分野における主要特許の多数を保有した。標識（マーカー）なく事物を認識して特定のデータを連結する「マークレストラッキング技術」、2つ以上の事物を認識して欲しい情報を同時にサーチする「マルチトラッキング技術」の特許が含まれている。また、教育科学技術部と特許庁が共同研究したスマートフォンパッケージング事業の成果物も含まれている。

ID は、これらの拡張現実特許を企業が事業に活用できるよう新たに開発する。必要に応じて既存の保有特許とのシナジー効果を狙いポートフォリオも構成する。ID は 700 件余りの特許を保有している。企業は一定費用（使用料）を払って特許を活用する。ID が政府の政策資金を受けているだけに、企業で個別に使用契約を締結するより安くなる。使用料は、一度に支給する方式と毎年の売上げに応じて支給するランニングロイヤリティ方式が共に使用される。ランニングロイヤリティは、一般的に売上額基準 3~5% で策定する。会社関係者は「事業内容と活用条件、そして国内に限定して活用するかなどを考慮して使用料を決定する。」とし、「中小企業には費用負担を減らすために専用価格を策定する方案を思案している」と述べた。

両機関は、今回の事業を契機に拡張現実分野で様々な新規サービスが創出されると見込んでいる。パク・ソンジュ GIST 科学技術応用研究所所長は「拡張現実国際的に標準特許化が始まる分野であり、韓国がこの分野においてグローバルな先行獲得効果を上げることが期待する」と述べた。コ・ジュンゴン ID 副社長は「拡張現実関連の海外特許も確保して既存の特許とシナジー効果を出せるようにし、企業が拡張現実の特許ポートフォリオを活用すれば事業に一層弾みがつくだろう」と述べた。

<金・ジュンベ記者>

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 出産率の増加により、「育児用品」の商標出願も増加（韓国特許庁 HP 4月24日）

2007 年の黄金豚年と 2010 年の白虎年に続いて 2011 年にも出産率が増加、育児用品と関連した商標出願も着実に増加しており、出産率と育児用品の商標出願には相関関係があることが明らかになった。

韓国特許庁によれば、2006 年以降出産率が 1.2 人を超えた 2007 年、2010 年、2011 年に育児用品の商標出願は各々 21,453 件、22,254 件 24,783 件と前年比各々 26.3%、12.3%、11.4% 増加したことが分かった。

このように出産率が高い年に育児用品の商標出願が増加したのは、新生児の増加で育児用品市場がさらに拡大すると予測した企業らが、市場の先行獲得のために自社の商標を急いで権利化しようとする意図から始まったと見られる。

最近 5 年間における育児商品の商品類別出願率を見ると、「衣類・靴類・帽子類」が 38.2%

を占めて最も多く出願されており、次に「化粧品類・石鹸類」が 23.5%、「食品類・薬剤類」が 11.6%の順で出願された。

主に登録されている商標の類型を見ると、図形を含む商標が大部分で動物や植物または事物を擬人化した物、赤ん坊や自然物を図案化した物、想像の動物や人気キャラクターを利用した物などで、指定商品が育児用品という点から視覚的でありながら感性的な商標が多く登録されていることが分かった。

韓国特許庁商標 1 審査 チョ・グキョン課長は「多出産に対する社会的認識の拡散で、出産率の着実な増加が予想されることによって育児用品の商標出願も増加していくと見られ、育児用品関連での商標登録の可能性を高めるためには、文字商標よりは動物や事物、自然物などをより視覚的に擬人化した独創性のあるキャラクター商標の開発が必要だ」と述べた。

<参考資料>

最近 5 年間に於ける育児用品関連の商標出願現況

(基準：件数/多類)

区 分	計	2007	2008	2009	2010	2011
衣類・靴・帽子類	41,520 (38.2%)	7,956	7,577	7,457	8,890	9,640
化粧品・石鹸類	25,575 (23.5%)	4,995	4,391	5,022	5,458	5,709
食品・薬剤類	12,623 (11.6%)	2,482	2,445	2,256	2,498	2,942
文具類	6,476 (5.95%)	1,226	1,213	1,269	1,265	1,503
家具類	4,738 (4.4%)	892	874	879	1,007	1,086
その他	17,795 (16.4%)	3,902	3,920	2,934	3,136	3,903
合 計	108,727 (100%)	21,453	20,420	19,817	22,254	24,783

その他一般

5-1 自動車も速度に応じて呼吸する (韓国特許庁 HP 4月16日)

私たちが速く走る時、心臓の拍動数が上がり多くの空気を必要とするのと同じく、自動車も高速で走行すればするほどエンジンの回転数が速くなり、エンジンに供給される空気量もまた徐々に多くならなければならない。このため、シリンダーごとに吸排気バルブ数を2個から4個に増やす DOHC(Double Over Head Cam) 技術やバルブの開閉時期をエンジンの回転数によって変更する可変バルブタイミング(VVT, Variable Valve Timing) 技術は既に一般化された。最近では、人が歩く時と走る時の呼吸が違うように、エンジンの回転数によってバルブが開く程度を変更し、高速と低速で同時に高出力と低燃費を可能にする可変バルブリフト(VVL, Variable Valve Lift) 技術が登場し、発展し続けている。バルブリフトとは、エンジンの吸排気バルブが開く程度を意味するが、既存のエンジンでは車両の低速と高速運行時にバルブの開く程度が同じ状態で、アクセルペダルだけで空気量が調節されるため、空気量の精密な制御が難しかった。これに比べて、VVL 技術はエンジンの速度や出力によってバルブリフトを最適に変更して空気量を制御することで燃料の不必要な損失を防ぎ、有害な排気物質の排出を減らす先端技術だ。

ポルシェ(バリオカム技術)、BMW(バルブトロニクス技術)、ホンダ(i-VTEC 技術)、トヨタ(VVTL-i 技術)、日産(CVTC 技術)などの海外有名自動車メーカーでVVL 技術を搭載した車両が最近次々に発売されているなか、国内では現代自動車の2012年型ソナタに連続可変バルブリフト(CVWL, Continuous Variable Valve Lift) 技術が初めて適用された。

韓国特許庁の資料によると、最近10年間でVVL 関連特許が総計300件余り出願されており、2002年に3件に過ぎなかった出願数が持続して増加し2007年に61件とピークを記録、その後毎年30~40件のVVL 関連特許が着実に出願されている。総出願のうち84%が内国人の出願で、16%が外国人による特許出願。国内では現代自動車、起亜自動車、モーターニクなど完成車メーカーや自動車部品会社の出願が多く、外国人の中では三菱、トヨタ、日産など日本の自動車会社がVVL 関連特許を多く出願した。

VVL 装置は、バルブの開く量を調節する方式により大きく機械式、電子式および油圧式の3種類に区分されるが、このうち現在多くの市販車に適用されている油圧式VVL に関する出願が最も多かった。技術分野別では、VVL 装置の制御に関する発明が全体出願の36%と最も大きい割合を占めているが、これは最新の自動車技術が大部分電子制御方式を利用しているのを反映していると思われる。

特許庁関係者によれば、最近原油価格が急騰して、高効率かつ低燃費自動車に対する消費者の関心が高まっており、有害排気ガスの排出に対する規制が次第に強化され、遠くない将来にVVL 技術が大部分の乗用車に適用されると予想される。また、VVL 技術に対する自動車業界の研究開発も強化されると思われる。これにより、様々な方式のVVL 技術に

関する特許出願が引き続き行なわれると見られる。

5-2 LCD用反射型偏光フィルム、国産化活発 (韓国特許庁 HP 4月17日)

韓国特許庁は、LCD (液晶ディスプレイ: Liquid Crystal Display) 用反射型偏光フィルム (Reflective Polarizer) と関連した技術の特許出願が増加傾向にあると明らかにした。

反射型偏光フィルムは、あらゆる方向に振動しながら入射する自然光のうち、片側方向に振動する光のみ透過させて、他の方向に振動する光は反射する光学フィルムである。モバイル機器の増加と家電製品の低消費電力化に伴う低電力 LCD の核心部品として、LCD の低い光効率を解決して輝度¹⁾を高めるのに必須だ。

これまで LCD 光学フィルム市場では、米国の 3M 社が特許権を保有している DBEF (二重輝度向上フィルム, Dual Brightness Enhancement Film) が反射型偏光フィルムとして殆ど唯一の選択肢だった。しかし、最近は国内企業を中心に輝度向上性能および価格面で競争できる代替製品の開発がなされている。

反射型偏光フィルムの特許出願現況を見ると、1994 年から 2003 年まで 18 件に過ぎなかった出願件数が 2004 年から増加して 2011 年までで総計 232 件が出願され、そのうち半数に近い 160 件が去る 5 年間に提出され顕著な増加傾向を見せている。これを出願人別で見ると、国内出願人の出願件数が 2011 年まで総計 188 件と全体の出願件数の 80% を占めており、国内部品メーカーの反射型偏光フィルム分野の技術開発が活発であることが分かる。

反射型偏光フィルムの技術別出願現況では、「多層型」の DBEF の特許を回避することができる「ナノワイヤグリッド型」が 121 件 (52%) で、「コレステリック液晶型」が 42 件 (18%)、「複屈折ポリマー分散型」が 35 件 (15%)、「多層型またはその他の構成」が 34 件 (14%) を占めている。

特許庁の担当審査官は「これまで LCD 用反射型偏光フィルム市場は高価な DBEF が支配していたが、国内企業の着実な技術開発で代替フィルムが商用化段階にあり、反射型偏光フィルム市場で国内部品素材企業の躍進が期待される」と述べた。

1) 光源の単位面積当たりの明るさの程度

5-3 大学・公的(研)の最多特許ロイヤリティー収入研究者は? (韓国特許庁 HP 4月18日)

大学および公的研究機関で特許ロイヤリティー収入を最も多く得た研究者は誰か? 韓国特許庁が国内の大学および公的研究機関を対象に最近 3 年 (2009~2011 年) 間における研究者別特許ロイヤリティー収入を調査した結果、大学では仁荷大学 ソン・スンウク教授 (仁荷大学病院)、公的研究機関では韓国地質資源研究院のジョン・カンソプ博士が最も多くロイヤリティー収入を得たことが明らかになった。

ソン・スンウク教授は「層分離培養法を利用して、骨髄から中間葉幹細胞を分離する技術」を開発し、この技術はH企業に移転されることによって、去る3年間総41億2千万ウォンのロイヤリティー収入を得た。

この技術は人体の骨髄から100%に近い純度で幹細胞を分離して出す源泉技術で、過去に幹細胞治療剤に不純物が混入して治療効果が不安定であった問題点を解消し、今後幹細胞治療剤市場での競争力を画期的に高めるとして評価されている。

ソン教授に続いて大学で特許ロイヤリティー収入を多く得た研究者は、ソウル大学 カン・キョンソン教授、韓国科学技術院 パク・ヒョンウク教授、江原大学 ユン・ギョング教授、漢陽大学パク・ジェグン教授の順。

公的研究機関で1位を占めた韓国地質資源研究院のジョン・カンソプ博士の「海水からリチウムを抽出する技術」はポスコに移転され、40億ウォンのロイヤリティー収入を上げた。

この発明は、携帯電話などモバイル機器と電気自動車のバッテリーに使用される必須素材であるリチウムを海水から直接選択的に抽出することができる高性能吸着剤の製造技術で、これまで全量輸入に依存しているリチウムの輸入代替と需給安定に寄与すると評価されている。

ジョン博士に続いて韓国海洋研究院 李・パンムク博士、韓国電気研究院 オ・ヒョンソク博士、韓国電子通信研究院 金・ヒョントク博士、韓国海洋研究院 コン・イニョン博士の順でロイヤリティー収入を多く得ていることが分かり、特に韓国海洋研究院は、ロイヤリティー収入の上位5大研究者に2名の研究員が含まれている。

李・スウォン特許庁長は「特許競争が日に日に激しくなっており、基礎・源泉技術を開発していく韓国の大学および公的研究機関の特許競争力が強化されなくてはならない。」とし、「大学および公的研究機関で開発された特許技術が、産業界で有意義に活用されるように、特許庁は有望技術の発掘と特許事業化を積極的に支援する計画だ」と述べた。

また、今回の特許ロイヤリティー収入優秀研究者については、18日開催される「R&D IP協議会」の総会で授賞する予定。

* R&D IP協議会：全国86カ所の大学・公的（研）の特許管理責任者で構成された協議体

5-4 電気自動車の無限疾走、二次電池関連の特許出願が大幅増加（韓国特許庁 HP 4月19日）

最近、バッテリーの重量と瞬間パワーおよび持続時間などが大きく改善された大容量、高効率の電気技術などが開発されたことにより、ハイブリッド・電気自動車に活用される二次電池関連技術の特許出願が急増している。

韓国特許庁によれば、ハイブリッド自動車市場が米国を中心に新しく形成された2008年以降、二次電池関連の特許出願は総計3,278件で年平均21.9%と大幅に増加しており、国家別では韓国が2,533件（77%）と最も多い割合を占め、次に日本626件（19%）、米国

56 件 (2%)、ヨーロッパ 40 件 (1.2%)、中国 18 件 (0.6%)、台湾 5 件 (0.2%) の順である。

出願人別では、三星 SDI (688 件, 21%)、LG 化学 (648 件, 19.8%) が最も多く、次に SB リモティブ (223 件, 6.8%)、パナソニック (114 件, 3.5%)、SANYO (83 件, 2.5%)、三星電子 (62 件, 1.9%)、ソニー (58 件, 1.8%)、トヨタ (54 件, 1.6%)、SK イノベーション (39 件, 1.2%) などの順であることが分かった。

関連技術別では、ハイブリッド・電気自動車に適用されるリチウムイオン電池 (LIB) / リチウムポリマー電池 (LIPB) が各々 1,367 件 (58%)、672 件 (29%) と継続して出願が増加しているのに対し、従来の車両用バッテリー市場の大部分を占めていたニッケル水素電池 (Ni-MH) およびニッケルカドミウム電池 (Ni-Cd) は、各々 158 件 (7%)、138 件 (6%) と徐々に減少している。

このような二次電池に対する特許出願の急激な増加は、原油急騰と地球温暖化による環境規制の強化によって親環境自動車の開発が各国の緊急課題となっており、ハイブリッド・電気自動車に対する期待がそれだけ大きいことを意味している。

また、三星 SDI、LG 化学、SK エナジーなど国内二次電池メーカーは、国内・外の完成車メーカーと二次電池供給契約を締結するなど、相互に緊密な協力関係を構築して世界 1 位に向けた二次電池産業の競争力は一層強化されるものと期待される。

米国との自由貿易協定 (FTA) が正式に発効され、電気自動車に対する需要が 2015 年に 678 万台、2020 年には 1,000 万台の年平均 30% と急激に増加すると予測^②されており、国内の二次電池メーカーは生産・製造技術を超えて、相対的に経済力が脆弱な陰極材および電解液など核心素材に対する先制的な特許戦略が切実だ。

① 二次電池は、外部の電気エネルギーを化学エネルギーに変えて保存しておき、必要な時に電気を発生させる装置を言い、充電が可能のため充電式電池 (Rechargeable battery) とも言う。種類としては鉛蓄電池、ニッケルカドミウム電池 (NiCd)、ニッケル水素電池 (NiMH)、リチウムイオン電池 (Li-ion)、リチウムイオンポリマー電池がある。

② 「電気自動車市場の現況および展望」 (韓国輸出入銀行海外経済研究所産業投資調査室: 2011. 12. 5.)

5-5 2012 大韓民国世界女性発明大会 5 月 3 日開幕 (韓国特許庁 HP 4 月 26 日)

韓国特許庁は、来る 5 月 3 日から 6 日までソウル、コエックス A ホールで「2012 世界女性発明大会 (KIWIE 2012 : Korea International Women's Invention Exposition) および「大韓民国女性発明品博覧会」を開催する。

5 月の発明の月を迎えて韓国女性発明協会、世界知的所有権機関 (WIPO) が共同開催する今回の大会はポーランド、ロシア、マレーシア、サウジアラビア、イランなど約 25 カ国の女性発明・起業家が約 300 点の発明品を持参し、発明品の展示のみならずコンテスト、学術、教育プログラムも開かれる世界最大規模の女性発明フェスティバルとなる。

今回の発明大会では、各国で知的財産権（特許、実用新案、デザイン）として出願中または登録された権利を保有する女性、女子大学生および女性起業家が出品した発明品を対象に、優秀な発明品には授賞も行なわれる。

世界大会と同時に開催される大韓民国女性発明品博覧会は女性発明家、女性起業家が在職中の約 120 社の優れた発明特許製品、アイデア商品が披露される予定で、韓国の女性発明品の優秀さを全世界に知らせる機会となる。

大会会場は△国内・外の優秀な女性発明アイデアを展示する発明大会出品館△女性起業家の発明品、アイデア商品が展示される博覧会館△国内・外発明関連団体、機関の広報館△発明体験および文化イベントが行なわれるイベント館で構成される。

大会初日の 3 日は、コエックスコンファレンスルーム 402 号で「世界女性発明フォーラム」も開催する。同フォーラムでは「女性発明起業家の成功のための知識財産環境構築」、「女性発明起業家の競争力のための知識財産戦略」などを内容に世界知的所有権機関 (WIPO)、ポーランド、ヨルダン、スロベニアなど各国の政府代表、国内外における学界の専門家、女性発明起業家などが参加して女性発明・起業家を育成するための方案に対し、活発な討論を繰り広げる予定だ。

大会に続いて 5 月 7 日から 10 日までソウル、梨花女子大学 ECC ホールで「世界女性発明・起業家ワークショップ」が開かれる。世界知的所有権機関の教育プログラムである「IP パノラマ」と女性発明家と企業に必要な知的財産権および創意教育、特許紛争対応方案、海外市場進出に備えた特許戦略、韓国伝統文化体験などが催される予定。

「世界女性発明大会」は、世界女性発明家、起業家の情報交流および協力を強化して女性発明品の広報、展示の機会を拡大し、販路開拓のために去る 2008 年から開催しており、今年で 5 回目を迎える。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます）により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知財チーム